

目次

- 第1章 総則（第1条—第12条）
- 第2章 本給（第13条—第16条）
- 第3章 年俸（第17条）
- 第4章 諸手当（第18条—第30条の2）
- 第5章 給与の特例（第31条—第35条）
- 第6章 雑則（第36条—第37条）

附則

第1章 総則

【目的】

第1条 この規程は、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）の限定正職員（国立大学法人東北大学限定正職員就業規則（平成30年規第12号。以下「限定正職員就業規則」という。）第2条に規定する限定正職員をいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

【限定正職員の給与】

第2条 限定正職員のうち業務限定職員（一般）の給与は月額制とし、業務限定職員（特殊）及び目的限定職員の給与は月額制又は年俸制とする。

【月額制の適用を受ける限定正職員の給与の種類】

第3条 月額制の適用を受ける限定正職員（以下「月額制限定正職員」という。）の給与は、本給及び本給の調整額並びに諸手当とし、諸手当はそれぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- 一 フルタイム勤務（国立大学法人東北大学限定正職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程（平成30年規第15号。以下「限定正職員労働時間等規程」という。）第3条第1号に規定する勤務をいう。以下同じ。）の月額制限定正職員 地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、テレワーク手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、オンコール手当、賞与、寒冷地手当及び看護職員等調整手当とする。
- 二 短時間勤務（限定正職員労働時間等規程第3条第2号に規定する勤務をいう。以下同じ。）の月額制限定正職員 地域手当、広域異動手当、通勤手当、テレワーク手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、オンコール手当及び看護職員等調整手当とする。

【年俸制の適用を受ける限定正職員の給与の種類】

第4条 年俸制の適用を受ける限定正職員（以下「年俸制限定正職員」という。）の給与は、年俸及び諸手当とし、諸手当は、通勤手当、テレワーク手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、オンコール手当及び看護職員等調整手当とする。

【給与の支給日】

第5条 本給、本給の調整額、年俸の12分の1の額（以下「年俸月額」という。）、「地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、テレワーク手当、特地勤務手当及び看護職員等調整手当は、その月の月額的全額を毎月21日に、寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の月額的全額を毎月21日に、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及びオンコール手当は、その月の分を翌月21日に支給する。

2 賞与は、6月30日及び12月10日に支給する。

3 前二項の規定により給与を支給する場合において、当該月の21日（賞与にあつては、6月30日及び12月10日。以下「支給定日」という。）が限定正職員労働時間等規程第5条第1項第1号から第3号までに掲げる日（以下この項において「休業日」という。）に当たるときは、支給定日の前日（その日が休業日に当たるときは、支給定日の前々日（その日が休業日に当たるときは、支給定日の翌日以後の最初の休業日でない日））に支給する。

【給与の支払い】

第6条 限定正職員の給与は、その全額を現金で、直接限定正職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき限定正職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その限定正職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 限定正職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

【日割計算】

第7条 新たに限定正職員となった者には、その日から給与を支給し、昇給等により、本給月額又は年俸に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 限定正職員が退職し、又は失職した場合には、その日までの給与を支給する。

3 限定正職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から限定正職員労働時間等規程第5条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

5 前四項の規定は、本給の調整額、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び看護職員等調整手当の支給について準用する。

【給与の即時払】

第8条 限定正職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があつたときは、第5条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

一 退職し、又は解雇されたとき。

二 本人が死亡したとき。

【給与の非常時払】

第9条 限定正職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があつたときは、第5条の規定にかかわらず当該請求があつた日までの給与を速やかに支払う。

- 一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用に充てるとき。
- 二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用に充てるとき。
- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用に充てるとき。
- 四 その他特に必要があると認めるとき。

【勤務1時間当たりの給与額の算出】

第10条 第24条から第27条まで及び第32条から第34条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額（本給の調整額を含む。以下同じ。）並びに本給の月額に対する地域手当及び広域異動手当、本給月額に対する特勤手当、テレワーク手当、寒冷地手当及び看護職員等調整手当の月額の合計額（年俸制限定正職員である場合は、年俸月額及びテレワーク手当の合計額）をその者の1週間当たりの所定労働時間数に4を乗じて得た数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第24条から第26条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が爆発物取扱等作業手当、航空手当、種雄牛馬取扱手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、山上等作業手当又は極地観測手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあつては、その額をその者の1日当たりの所定労働時間数で除した額）を、前項の規定による額に加算した額とする。

【端数計算】

第11条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

【端数の処理】

第12条 この規程の規定により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 本給

【本給の決定】

第13条 月額制限定正職員の受ける本給は、本給表に定める級及び号俸により決定する。

2 本給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。

- 一 限定正職員一般職本給表（一）（別表第1）
- 二 限定正職員一般職本給表（二）（別表第2）
- 三 限定正職員教育職本給表（一）（別表第3）
- 四 限定正職員医療職本給表（一）（別表第4）
- 五 限定正職員医療職本給表（二）（別表第5）

【初任給】

第14条 新たに採用する月額制限定正職員の初任給は、次の各号に定めるところによる。

- 一 業務限定職員（一般）の初任給は、限定正職員一般職本給表（一）1級33号俸とする。
- 二 業務限定職員（特殊）及び目的限定職員の初任給は、その者の限定正職員としての職務に相

当する国立大学法人東北大学職員給与規程（平成16年規第55号。以下「職員給与規程」という。）第11条第2項に規定する本給表の級において、その者が限定正職員として採用される日（以下この号において「採用日」という。）前に准職員として受けていた日給（採用日前の直近において受けていたものに限り、かつ、本給の調整額が含まれている場合は当該相当額を除く。）をフルタイム勤務の者の1日の所定労働時間に相当する時間で除した額又は時間雇用職員として受けていた時間給（採用日前の直近において受けていたものに限り、かつ、本給の調整額が含まれている場合は当該相当額を除く。）の額に、フルタイム勤務の者の1週間当たりの所定の労働時間に相当する時間数に52を乗じた数を乗じて得た額を12で除して得た額を、地域手当の支給割合に100分の100を加えた数で除して得た額の直近上位となる本給月額級の級号俸に対応した前条に規定する本給表の級号俸とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、採用される日の前日の属する年度において限定正職員としての在職期間がある月額制限定正職員の初任給の決定に当たっては、その在職期間等を考慮することがある。

【昇給】

第15条 月額制限定正職員の昇給は、別に定める場合を除き、1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。ただし、55歳を超える月額制限定正職員の昇給は行わない。

- 2 前項本文の規定により月額制限定正職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項本文に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した月額制限定正職員の昇給の号俸数を1号俸とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 月額制限定正職員の昇給は、当該月額制限定正職員に適用する級における最高の号俸を超えて行うことができない。

【本給の調整額】

第16条 本給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

- 2 前項の規定により本給の調整を行う職は、別に定める勤務箇所に勤務する月額制限定正職員の占める職とする。
- 3 本給の調整額は、当該月額制限定正職員に適用される本給表及び職務の級に応じて、別に定める調整基本額にその者に係る調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が本給月額の100分の25を超えるときは、本給月額の100分の25に相当する額とする。

第3章 年俸

【年俸】

第17条 年俸制限定正職員の受ける年俸の額は、834,000円に6,000円の整数倍の額を加算した額とする。

- 2 年俸制限定正職員の年俸は、その職務の内容、期待度、採用前の経験及び業績等を考慮し、個別に決定する。

3 前項の規定により決定（この項の規定による改定を含む。以下この項において同じ。）された年俸制限定正職員の年俸は、当該年俸制限定正職員の年俸の額を決定した日から起算して1年を経過した日に、当該日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、個別に改定するものとする。

4 前項に規定するもののほか、労働条件を変更した場合には、年俸を改定することがある。

第4章 諸手当

【地域手当】

第18条 地域手当は、次の表の左欄に掲げる支給地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支給割合により支給する。

支給地域	支給割合
東京都特別区	100分の20
宮城県仙台市	100分の6
上記以外の地域	100分の3

2 地域手当の月額は、本給の月額に、前項の表の左欄に掲げる支給地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

3 月額制限定正職員がその勤務する地域を異にして異動した場合において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合が当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合に達しないこととなる時（当該異動の前に地域手当の支給地域に引き続き6箇月を超えて在勤していたときに限る。）は、当該月額制限定正職員には、前項の規定にかかわらず当該異動の日から2年を経過するまでの間、当該異動の日の前日に勤務していた地域に在勤するものとした場合に前項の規定により支給されることとなる地域手当（当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合が当該異動の日以後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の支給割合（以下「異動前の支給割合」という。）による地域手当）を支給する。ただし、当該異動の日から1年を経過し2年を経過するまでの間の支給額は、異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た額とする。

【広域異動手当】

第19条 広域異動手当は、異動により在勤する勤務箇所を異にする場合において、当該異動につき別に定めるところにより算定した勤務箇所間の距離（異動の日の前日に在勤していた勤務箇所の所在地と当該異動の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下次項において同じ。）及び住居と勤務箇所との間の距離（異動の直前の住居と当該異動の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上（当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）である月額制限定正職員に対して、当該異動の日から3年を経過する日までの間支給する。

2 広域異動手当の月額は、本給の月額に、次の各号に掲げる勤務箇所間の距離の区分に応じそれぞれ定める割合から、前条に規定する地域手当の支給割合を減じた割合を乗じて得た額とする。ただし、広域異動手当の支給割合が当該月額制限定正職員の地域手当の支給割合以下になるとき

は、前項の規定にかかわらず、広域異動手当は、支給しない。

- 一 300キロメートル以上 100分の10
- 二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

【住居手当】

第20条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている月額制限定正職員（国等から貸与された宿舎に居住している月額制限定正職員その他別に定める月額制限定正職員を除く。）に支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる月額制限定正職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

- 一 月額27,000円以下の家賃を支払っている月額制限定正職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
- 二 月額27,000円を超える家賃を支払っている月額制限定正職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額

【通勤手当】

第21条 通勤手当は、次に掲げる限定正職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする限定正職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である限定正職員以外の限定正職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる限定正職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする限定正職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である限定正職員以外の限定正職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる限定正職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする限定正職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である限定正職員以外の限定正職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当は、次の各号に掲げる限定正職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額を支給する。

- 一 通勤のため交通機関等を利用する限定正職員にあつては、別に定めるところにより算出したその者が利用する交通機関等に応じた運賃等相当額（当該交通機関等が2以上である場合にあつては、それぞれの運賃等相当額の合計額。以下同じ。）とする。ただし、当該運賃等相当額が55,000円を超えるときは、55,000円とする。

二 通勤のため自動車等を使用することを常例とする限定正職員にあっては、次の各号に掲げる限定正職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる額（第21条の2第1項の規定によりテレワーク手当を支給される限定正職員及び平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回未満の限定正職員にあっては、その額に2分の1を乗じて得た額）とする。

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である限定正職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である限定正職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である限定正職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である限定正職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である限定正職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である限定正職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である限定正職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である限定正職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である限定正職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である限定正職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である限定正職員 28,000円

オ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である限定正職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である限定正職員 31,600円

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする限定正職員にあっては、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（当該額が55,000円を超えるときは、55,000円）とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である限定正職員に支給する通勤手当の額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に掲げる額に満たないときは、前号に掲げる額とする。

3 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった限定正職員で別に定める者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる限定正職員で、当該異動又は勤務箇所の移

転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等での利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより算出した特別料金等の額の2分の1に相当する額（当該額が20,000円を超えるときは、20,000円）及び第2項第1号に定める額又は同項第2号に定める額の合計額とする。

【テレワーク手当】

第21条の2 住居その他これに準ずるものとして別に定める場所において、連続する3箇月以上の期間、平均して1箇月当たり10日を超えて、所定の労働時間の全部について、限定正職員労働時間等規程第11条の2に規定するテレワークをすることを常例とする限定正職員には、テレワーク手当を支給する。

2 テレワーク手当の月額は、3,000円とする。

3 前二項に規定するもののほか、テレワーク手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

【特殊勤務手当】

第22条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でない認められるものに従事する限定正職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

【特地勤務手当】

第23条 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する施設として学術資源研究公開センター植物園八甲田山分園（以下「特地施設」という。）に勤務する月額制限定正職員には、特地勤務手当を支給する。

2 特地勤務手当の月額は、本給月額の100分の25を超えない範囲内で別に定める。

3 月額制限定正職員が、施設を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は限定正職員の在勤する施設が移転し、当該移転に伴って月額制限定正職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する施設又はその移転した施設が特地施設に該当するときは、当該月額制限定正職員には、総長が定めるところにより、当該異動又は施設の移転の日から3年以内の期間（当該異動又は施設の移転の日から起算して3年を経過する際に別に定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間）、本給月額の100分の6を超えない範囲内の月額を加算して支給する。

【超過勤務手当】

第24条 所定の労働時間を超えて勤務することを命ぜられた限定正職員には、所定の労働時間を超えて勤務した全時間（以下「超過勤務時間」という。）に対して、勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜勤務」という。）である場合は、100分の150）を超過勤務手当として支給する。

2 短時間勤務の者の超過勤務時間とその勤務した日における所定の労働時間との合計がフルタイム勤務の者の所定の労働時間に相当する時間に達するまでの時間に対して支給する超過勤務手当は、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が深夜勤務である場合は100分の125）を乗じて得た額とする。

【休日給】

第25条 限定正職員労働時間等規程第5条に規定する休日（限定正職員労働時間等規程第6条の規定により当該休日をあらかじめ振り替えた勤務日及び同規程第7条の規定により代休となった日を含み、同規程第6条の規定によりあらかじめ他の勤務日に振り替えた休日を除く。）に業務上の必要により勤務することを命ぜられた限定正職員には、その全時間（以下「休日勤務時間」という。）に対して、勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が深夜勤務である場合は、100分の160）を休日給として支給する。

2 前項の規定は、限定正職員労働時間等規程第12条の規定を適用される限定正職員にあっては、同条の規定により、休日と指定した日を休日とみなして適用するものとする。

3 限定正職員労働時間等規程第12条の規定を適用される限定正職員のうち、業務上の必要により同規程第5条第2号から第4号までに当たる日（以下「祝日等」という。）分の休日を指定されない者については、次の各号に掲げる日に第1項に定めるところにより休日給を支給する。

一 祝日等に勤務日が割り振られたときは当該祝日等

二 祝日等に休日が指定されたときは原則として当該祝日等の直後の勤務日

【60時間を超える超過勤務等に係る超過勤務手当等】

第26条 第24条及び前条第1項の規定にかかわらず、一月の1日からその月の末日までの期間において、超過勤務時間（短時間勤務の者にあっては第24条第2項に規定する超過勤務手当の対象となる勤務に係る時間を、育児短時間勤務の者にあっては第32条第2項第3号に掲げる超過勤務手当の対象となる勤務に係る時間をそれぞれ除く。以下この条において同じ。）及び休日勤務時間（前条第3項の規定により休日給を支給する日の勤務に係る時間を含む。以下この条において同じ。）の合計が60時間を超えた場合、その60時間を超えて勤務した超過勤務時間又は休日勤務時間に対して、それぞれ、勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150（その勤務が深夜勤務である場合は、100分の175）を超過勤務手当又は休日給として支給する。

【夜勤手当】

第27条 所定の労働時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた限定正職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

【宿日直手当】

第28条 病院における入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務を命ぜられた限定正職員には、当該宿日直勤務1回につき、別に定める額を支給する。

2 前項の勤務は、第24条から第27条までに規定する勤務には含まれないものとする。

【オンコール手当】

第28条の2 病院における入院患者の病状の急変等に対処するため、所定の勤務時間以外の時間に自宅等において待機を命ぜられた限定正職員（医師及び歯科医師に限る。）には、オンコール手当を支給する。

2 オンコール手当の額は、前項に規定する待機1回につき、5,000円とする。

【賞与】

第29条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する月額制限定正職員に対して、それぞれ第5条第2項に規定する日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に限定正職員就業規則第12条の規定による退職（同条第2号に該当する場合を除く。以下この条において単に「退職」という。）をした月額制限定正職員及び同規則第16条の規定による解雇（同条第2項に該当する場合を除く。以下この条において単に「解雇」という。）をされた月額制限定正職員についても同様とする。

2 賞与の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 在職基礎額 それぞれの基準日現在（退職し、又は解雇された月額制限定正職員にあつては、当該事由が生じた日現在。以下この条において同じ。）において、別に定める本給月額及び本給の調整額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（以下「賞与基礎月額」という。）に、別に定める加算率の適用を受ける月額制限定正職員にあつては、賞与基礎月額に当該加算率を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）を加算した額を基礎として、総長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて別に定める割合を乗じて得た額

二 勤務基礎額 それぞれの基準日現在において、賞与基礎月額に役職段階別加算額を加算した額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて別に定める割合及び勤務状況に応じて別に定める割合を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、基準日現在において限定正職員就業規則第11条第1項の規定により休職にされている月額制限定正職員（次項第1号イ及びロに該当する者を除く。）の賞与の額には、前項第2号に掲げる勤務基礎額は含まないものとする。

4 月額制限定正職員が次の各号の一に該当する場合は、賞与は支給しない。

一 基準日に在職する者のうち、次に掲げる月額制限定正職員

イ 無給休職者（限定正職員就業規則第11条第1項第1号、第3号又は第4号の規定により休職にされている月額制限定正職員のうち、給与の支給を受けていない月額制限定正職員をいう。以下同じ。）

ロ 刑事休職者（限定正職員就業規則第11条第1項第2号の規定により休職にされている月額制限定正職員をいう。以下同じ。）

ハ 育児休業者（国立大学法人東北大学職員育児休業等規程（平成16年規第62号。以下「育児休業等規程」という。）第2条の2の規定により育児休業をしている月額制限定正職員をいう。以下同じ。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間等がある者以外の者

- ニ 介護休業者（国立大学法人東北大学職員介護休業等規程（平成16年規第63号。以下「介護休業等規程」という。）第3条の規定により介護休業をしている月額制限定正職員をいう。以下同じ。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間等がある者以外の者
 - ホ 停職者（限定正職員就業規則第38条第3号の規定により停職にされている月額制限定正職員をいう。以下同じ。）
- 二 基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された月額制限定正職員のうち、次に掲げる月額制限定正職員
- イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する月額制限定正職員であった場合
 - ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において引き続いて職員給与規程の適用を受ける職員（職員給与規程第1条の2第2号及び第3号に規定する年俸制の適用を受ける職員を除く。）となった場合
- 5 前四項の規定にかかわらず、賞与を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある月額制限定正職員については、これを不支給又は一時差止とする。

【寒冷地手当】

第30条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）に次項に定める地域に在勤する月額制限定正職員その他これらの月額制限定正職員との権衡上必要があると認められる月額制限定正職員（次の各号に該当する者を除く。）に支給する。

- 一 本邦外にある月額制限定正職員（第3項の表に掲げる扶養親族のある月額制限定正職員に該当する者を除く。）
 - 二 刑事休職者
 - 三 無給休職者
 - 四 停職者
 - 五 育児休業者
 - 六 介護休業者
- 2 寒冷地は、青森県青森市及び上北郡六ヶ所村、岩手県遠野市、宮城県大崎市、秋田県秋田市並びに岐阜県飛騨市とする。
- 3 寒冷地手当の月額は、次の表に掲げる基準日における世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯主である月額制限定正職員		その他の月額制限定正職員
扶養親族のある月額制限定正職員	その他の世帯主である月額制限定正職員	
17,800円	10,200円	7,360円

【看護職員等調整手当】

第30条の2 病院の診療業務に従事している助産師、看護師及び看護助手には、看護職員等調整

手当を支給する。

- 2 看護職員等調整手当の月額、病院の診療業務に従事している助産師及び看護師にあつては12,000円とし、病院の診療業務に従事している看護助手のうち、週の所定労働時間が30時間以上である者にあつては6,000円とし、週の所定労働時間が30時間未満である者にあつては3,000円とする。

第5章 給与の特例

【休職者の給与】

第31条 限定正職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により限定正職員就業規則第11条第1項第1号により、長期休養を要する場合に該当して休職にされた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところに従い、休業補償又は傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

- 2 限定正職員が前項の傷病以外の傷病により休職にされた場合には、その休職期間（国立大学法人東北大学職員休職規程（平成28年規第37号）第7条第1項の規定により休職期間が通算された場合にあつてはその期間）が1年（結核性疾患病にあつては2年）に達するまでは、本給又は年俸並びに地域手当、広域異動手当、住居手当、賞与（第29条第2項第1号に規定する在職基礎額に限る。以下この条において同じ。）及び寒冷地手当の100分の80を支給することができる。

- 3 限定正職員が刑事事件に関し起訴され限定正職員就業規則第11条第1項第2号に該当して休職にされた場合には、その休職期間中、本給又は年俸並びに地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

- 4 限定正職員が水難等の災害により生死不明又は所在不明により限定正職員就業規則第11条第1項第3号に該当して休職にされた場合には、その休職期間中、本給又は年俸並びに地域手当、広域異動手当、住居手当、賞与及び寒冷地手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害と認められるときは、100分の100以内を支給することができる。

【育児休業者等の給与】

第32条 育児休業等規程第2条の2の規定により育児休業又は同規程第20条の規定により育児部分休業（以下「育児休業等」という。）をする限定正職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 育児休業をしている月額制限定正職員のうち、第29条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある月額制限定正職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る賞与を支給することができる。
- 三 育児休業をしていた月額制限定正職員が職務に復帰した場合は、当該育児休業の期間について2分の2以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号俸を

調整することができる。

四 限定正職員が育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第34条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 育児休業等規程第15条の規定により育児短時間勤務をする限定正職員の次の各号に掲げる給与の額については、当該各号に定めるとおりとする。

一 本給月額 第13条に規定する額にその者の1週間当たりの所定労働時間数を育児短時間勤務を開始する日の前日におけるその者の1週間当たりの所定労働時間数で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（ただし、勤務1時間当たりの給与額の基礎となる本給月額については、この号の規定を適用しない。）

二 本給の調整額 第16条に規定する額に算出率を乗じて得た額

三 超過勤務手当 その者の所定の労働時間を超えて勤務した時間のうち、その勤務の時間とその勤務した日における所定の労働時間との合計がフルタイム勤務の者の所定の労働時間に相当する時間に達するまでの間の勤務にあつては、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（深夜勤務である場合は、100分の125）を乗じて得た額

四 年俸月額 年俸月額に算出率を乗じて得た額（ただし、勤務1時間当たりの給与額の基礎となる年俸月額については、この号の規定を適用しない。）

【介護休業者等の給与】

第33条 介護休業等規程第3条の規定により介護休業又は同規程第8条の規定により介護部分休業（以下「介護休業等」という。）をする限定正職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

一 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

二 介護休業をしている月額制限定正職員のうち、第29条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある月額制限定正職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る賞与を支給することができる。

三 介護休業をしていた月額制限定正職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業の期間について2分の2以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号俸を調整することができる。

四 限定正職員が介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第34条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

【給与の減額】

第34条 限定正職員が勤務しないときは、限定正職員労働時間等規程第5条の規定による休日又は同規程第6条の規定による休日の振替日（その振替により勤務日となった日の属する週の所定の労働時間が限定正職員労働時間等規程第3条に規定する1週当たりの所定の労働時間を超えることとならない場合に限る。）である場合並びに同規程第18条に規定する休暇による場合その

他勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

【本給又は年俸の半減】

第35条 前条の規定にかかわらず、限定正職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(別に定めるものに限る。)により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給又は年俸の半額を減ずる。ただし、別に定める手当の算定については、当該限定正職員の本給の半減前の額をその算定の基礎となる本給の額とする。

第6章 雑則

【この規程により難い場合の措置】

第36条 限定正職員の給与について、特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不適當であると総長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

【雑則】

第37条 この規程に定めるもののほか、限定正職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第18条第1項の表に掲げるもののほか、当分の間、次の表の左欄に掲げる支給地域に勤務する月額制限定正職員について、同表の右欄に掲げる支給割合により地域手当を支給するものとし、第18条の規定を適用する。

支給地域	支給割合
大阪府堺市	100分の10

附 則 (平成30年12月25日規第179号改正)

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (令和元年11月26日規第58号改正)

この規程は、令和元年11月26日から施行する。

附 則 (令和元年12月24日規第99号改正)

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月24日規第27号改正)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、改正後の第29条第4項第2号ロの規定は、令和2年3月24日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日規第29号改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日規第49号改正)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月27日規第100号改正）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年12月27日規第122号改正）

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日規第39号改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月26日規第142号改正）

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日規第44号改正）

【施行期日】

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

【通勤手当に関する経過措置】

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正前の第21条第1項第2号及び第3号の規定により通勤手当が支給されていた者で1箇月当たりの平均通勤所要回数が10回未満であるものの施行日以後の通勤手当の額については、改正後の第21条第2項第2号の規定にかかわらず、引き続き通勤のため自動車等を使用することを常例とする間は、なお従前の例による。ただし、施行日以後に改正後の第21条の2第1項に規定するテレワーク手当を支給される場合は、この限りでない。

別表第1 限定正職員一般職本給表(一)

職務の級	1 級		
号 俸	フルタイム勤務	短時間勤務	
	本給月額	基礎月額	本給月額
	円	円	円
1	156,177	152,124	各号俸の本給月額は、基礎月額に、1週間当たりの勤務時間数を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
2	157,236	153,156	
3	158,393	154,283	
4	159,452	155,315	
5	160,512	156,347	
6	161,572	157,380	
7	162,632	158,412	
8	163,692	159,444	
9	164,655	160,383	
10	166,004	161,696	
11	167,256	162,916	
12	168,509	164,136	
13	169,665	165,263	
14	171,110	166,670	
15	172,555	168,078	
16	174,097	169,580	
17	175,157	170,612	
18	176,506	171,926	
19	177,855	173,240	
20	179,203	174,553	
21	180,456	175,773	
22	182,672	177,932	
23	184,791	179,996	
24	186,911	182,061	
25	189,031	184,126	
26	190,669	185,721	
27	192,114	187,129	
28	193,559	188,536	
29	195,004	189,944	
30	196,353	191,258	
31	197,702	192,572	
32	199,051	193,886	
33	200,400	195,200	
34	201,652	196,420	
35	202,905	197,640	
36	204,157	198,860	

37	205,410	200,080
38	206,566	201,206
39	207,722	202,332
40	208,782	203,364
41	209,841	204,396
42	210,901	205,429
43	211,865	206,367
44	212,828	207,306
45	213,695	208,150
46	214,562	208,995
47	215,430	209,840
48	216,297	210,684
49	217,164	211,529
50	218,031	212,373
51	218,898	213,218
52	219,765	214,063
53	220,536	214,813
54	221,403	215,658
55	222,270	216,503
56	223,041	217,253
57	223,330	217,535
58	224,101	218,286
59	224,775	218,943
60	225,353	219,506
61	225,931	220,069
62	226,606	220,726
63	227,184	221,289
64	227,665	221,758
65	228,147	222,227
66	228,629	222,696
67	229,111	223,166
68	229,689	223,729
69	230,170	224,198
70	230,652	224,667
71	231,134	225,136
72	231,616	225,606
73	232,097	226,075
74	232,579	226,544
75	232,965	226,920
76	233,446	227,389

77	233,928	227,858
78	234,410	228,327
79	234,891	228,796
80	235,373	229,266
81	235,759	229,641
82	236,240	230,110
83	236,626	230,486
84	237,011	230,861
85	237,396	231,236
86	237,782	231,612
87	238,167	231,987
88	238,553	232,363
89	238,938	232,738
90	239,420	233,207
91	239,709	233,489
92	239,998	233,770
93	240,287	234,052

備考 この表は、他の本給表の適用を受けないすべての限定正職員に適用する。

別表第2 限定正職員一般職本給表(二)

職務の 級	1 級			2 級		
	フルタイム勤務 号 俸	短時間勤務		フルタイム勤務 本給月額	短時間勤務 本給月額	
		基礎月額	本給月額		基礎月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	141,725	138,047	各号俸の本給月額は、基礎月額に、1週間当たりの勤務時間数を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。	192,885	187,880	各号俸の本給月額は、基礎月額に、1週間当たりの勤務時間数を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
2	142,688	138,986		193,848	188,818	
3	143,652	139,924		194,811	189,756	
4	144,615	140,863		195,582	190,507	
5	145,675	141,895		196,257	191,164	
6	146,735	142,927		197,702	192,572	
7	147,795	143,960		198,954	193,792	
8	148,758	144,898		200,014	194,824	
9	149,625	145,743		201,267	196,044	
10	150,685	146,775		201,941	196,701	
11	151,745	147,807		202,712	197,452	
12	152,805	148,840		203,386	198,109	
13	153,672	149,684		204,446	199,141	
14	154,731	150,716		205,313	199,986	
15	155,888	151,843		206,180	200,830	
16	156,947	152,875		206,951	201,581	
17	158,007	153,907	207,818	202,426		
18	159,356	155,221	208,782	203,364		
19	160,609	156,441	209,649	204,209		
20	161,765	157,567	210,516	205,053		
21	162,825	158,600	211,190	205,710		
22	163,981	159,726	211,961	206,461		
23	165,137	160,852	212,732	207,212		
24	166,293	161,978	213,310	207,775		
25	167,353	163,010	213,984	208,432		
26	168,798	164,418	214,466	208,901		
27	170,243	165,826	214,851	209,276		
28	171,688	167,233	215,333	209,746		
29	173,037	168,547	215,911	210,309		
30	174,386	169,861	216,875	211,247		
31	175,831	171,269	217,742	212,092		
32	177,276	172,676	218,320	212,655		
33	178,625	173,990	218,802	213,124		
34	180,263	175,586	219,765	214,063		
35	181,901	177,181	220,729	215,001		
36	183,539	178,776	221,692	215,940		

37	185, 177	180, 372	222, 174	216, 409
38	186, 237	181, 404	223, 234	217, 441
39	187, 585	182, 718	224, 293	218, 473
40	188, 645	183, 750	225, 257	219, 412
41	189, 609	184, 689	225, 931	220, 069
42	190, 958	186, 003	226, 895	221, 007
43	192, 114	187, 129	227, 762	221, 852
44	193, 270	188, 255	228, 533	222, 603
45	194, 715	189, 663	229, 303	223, 353
46	195, 679	190, 601	230, 074	224, 104
47	196, 546	191, 446	230, 749	224, 761
48	197, 605	192, 478	231, 327	225, 324
49	198, 665	193, 510	231, 905	225, 887
50	199, 629	194, 449	232, 772	226, 732
51	200, 496	195, 293	233, 639	227, 576
52	201, 459	196, 232	234, 410	228, 327
53	202, 519	197, 264	235, 277	229, 172
54	203, 483	198, 203	236, 144	230, 016
55	204, 350	199, 047	236, 722	230, 580
56	205, 217	199, 892	237, 396	231, 236
57	206, 084	200, 736	238, 167	231, 987
58	206, 662	201, 300	238, 842	232, 644
59	207, 336	201, 956	239, 516	233, 301
60	208, 107	202, 707	240, 094	233, 864
61	208, 878	203, 458	240, 672	234, 427
62	209, 360	203, 927	241, 443	235, 178
63	209, 841	204, 396	242, 214	235, 929
64	210, 323	204, 866	242, 792	236, 492
65	210, 805	205, 335	243, 370	237, 055
66	211, 383	205, 898	243, 852	237, 524
67	211, 961	206, 461	244, 237	237, 900
68	212, 443	206, 930	244, 622	238, 275
69	212, 732	207, 212	245, 297	238, 932
70	213, 021	207, 493	245, 779	239, 401
71	213, 310	207, 775	246, 164	239, 776
72	213, 599	208, 056	246, 453	240, 058
73	213, 792	208, 244	246, 646	240, 246
74	214, 177	208, 620	246, 935	240, 527
75	214, 466	208, 901	247, 320	240, 903
76	214, 851	209, 276	247, 705	241, 278

77	215, 044	209, 464	247, 995	241, 560
78	215, 526	209, 933	248, 380	241, 935
79	215, 815	210, 215	248, 765	242, 310
80	216, 104	210, 496	249, 151	242, 686
81	216, 393	210, 778	249, 440	242, 967
82	216, 682	211, 060	249, 729	243, 249
83	216, 971	211, 341	250, 018	243, 530
84	217, 260	211, 623	250, 210	243, 718
85	217, 549	211, 904	250, 403	243, 906
86	217, 838	212, 186	250, 596	244, 093
87	218, 127	212, 467	250, 885	244, 375
88	218, 416	212, 749	251, 174	244, 656
89	218, 705	213, 030	251, 367	244, 844
90	219, 091	213, 406	251, 559	245, 032
91	219, 380	213, 687	251, 848	245, 313
92	219, 669	213, 969	252, 041	245, 501
93	219, 861	214, 156	252, 330	245, 783
94	220, 150	214, 438	252, 619	246, 064
95	220, 440	214, 720	252, 908	246, 346
96	220, 729	215, 001	253, 101	246, 533
97	220, 921	215, 189	253, 294	246, 721
98	221, 210	215, 470	253, 583	247, 003
99	221, 403	215, 658	253, 775	247, 190
100	221, 692	215, 940	254, 064	247, 472
101	221, 981	216, 221	254, 353	247, 753
102	222, 174	216, 409	254, 546	247, 941
103	222, 463	216, 690	254, 835	248, 223
104	222, 752	216, 972	255, 124	248, 504
105	223, 041	217, 253	255, 317	248, 692
106	223, 523	217, 723	255, 510	248, 880
107	223, 812	218, 004	255, 799	249, 161
108	224, 101	218, 286	255, 991	249, 349
109	224, 293	218, 473	256, 280	249, 630
110	224, 679	218, 849	256, 569	249, 912
111	225, 064	219, 224	256, 858	250, 193
112	225, 353	219, 506	257, 051	250, 381
113	225, 546	219, 693	257, 244	250, 569
114	226, 028	220, 163	257, 533	250, 850
115	226, 509	220, 632	257, 725	251, 038
116	226, 991	221, 101	257, 918	251, 226

117	227,280	221,383		258,207	251,507
118	227,665	221,758		258,496	251,789
119	228,051	222,133		258,785	252,070
120	228,340	222,415		259,074	252,352
121	228,725	222,790		259,267	252,540
122				259,460	252,727
123				259,749	253,009
124				260,038	253,290
125				260,230	253,478
126				260,423	253,666
127				260,712	253,947
128				261,001	254,229
129				261,194	254,416
130				261,387	254,604
131				261,676	254,886
132				261,965	255,167
133				262,157	255,355
134				262,350	255,543
135				262,639	255,824
136				262,928	256,106
137				263,121	256,293

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する限定正職員で別に定めるものに適用する。

別表第3 限定正職員教育職本給表(一)

職務の 級	1 級			2 級			3 級			4 級			
	号 俸	フルタイム勤務	短時間勤務		フルタイム勤務	短時間勤務		フルタイム勤務	短時間勤務		フルタイム勤務	短時間勤務	
		本給月額	基礎月額	本給月額	本給月額	基礎月額	本給月額	本給月額	基礎月額	本給月額	本給月額	基礎月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1	224,582	218,755	各号俸の本給月額 は、基礎月額に、1週間当たりの勤務時間数を 38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。	280,078	272,810	各号俸の本給月額 は、基礎月額に、1週間当たりの勤務時間数を 38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。	323,337	314,947	各号俸の本給月額 は、基礎月額に、1週間当たりの勤務時間数を 38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。	395,211	384,956	各号俸の本給月額 は、基礎月額に、1週間当たりの勤務時間数を 38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。	
2	226,798	220,913		282,583	275,250		326,131	317,669		397,427	387,115		
3	228,918	222,978		284,895	277,503		329,022	320,484		399,451	389,086		
4	230,845	224,855		287,111	279,661		331,912	323,300		401,474	391,056		
5	232,868	226,826		289,327	281,820		334,706	326,021		403,305	392,840		
6	234,506	228,421		291,543	283,978		337,018	328,273		405,617	395,092		
7	236,144	230,016		293,566	285,949		339,427	330,620		407,736	397,156		
8	237,878	231,706		295,686	288,013		341,739	332,872		409,952	399,315		
9	239,901	233,676		297,902	290,172		344,148	335,218		411,590	400,910		
10	242,117	235,835		300,214	292,424		346,653	337,658		413,999	403,256		
11	244,333	237,993		302,526	294,676		349,158	340,098		416,119	405,321		
12	246,260	239,870		304,839	296,929		351,856	342,726		418,238	407,386		
13	248,284	241,841	307,055	299,087	354,361	345,166	419,587	408,700					
14	250,596	244,093	308,982	300,964	355,999	346,761	421,707	410,764					
15	252,812	246,252	310,909	302,841	358,118	348,826	423,826	412,829					
16	255,028	248,410	312,546	304,436	360,238	350,890	426,042	414,987					
17	256,858	250,193	314,473	306,313	361,876	352,486	428,065	416,958					
18	259,556	252,821	316,208	308,003	363,803	354,363	430,281	419,116					
19	262,254	255,449	317,942	309,692	365,730	356,240	432,401	421,181					
20	264,855	257,983	319,580	311,287	367,464	357,929	434,617	423,340					
21	267,456	260,516	320,929	312,601	369,198	359,618	436,544	425,216					
22	269,961	262,956	323,241	314,853	370,643	361,026	438,760	427,375					
23	272,370	265,303	325,264	316,824	371,799	362,152	441,072	429,627					
24	274,682	267,555	327,384	318,889	372,955	363,278	443,288	431,786					
25	276,995	269,807	329,118	320,578	374,015	364,310	445,215	433,663					
26	279,403	272,153	330,949	322,361	375,653	365,906	447,238	435,633					
27	281,716	274,406	332,972	324,332	377,291	367,501	449,262	437,604					
28	284,124	276,752	334,995	326,303	378,929	369,096	451,285	439,575					
29	286,437	279,004	336,826	328,086	380,567	370,692	453,212	441,452					
30	288,653	281,163	338,656	329,869	382,108	372,193	455,428	443,610					
31	290,772	283,227	340,390	331,558	383,457	373,507	457,547	445,675					
32	292,892	285,292	342,028	333,153	384,710	374,727	459,378	447,458					
33	295,011	287,356	343,859	334,936	386,251	376,229	461,209	449,241					
34	297,131	289,421	345,400	336,438	387,793	377,730	463,232	451,212					
35	299,540	291,767	346,846	337,846	389,238	379,138	465,351	453,276					
36	301,659	293,832	348,195	339,160	390,876	380,733	467,278	455,153					

37	303, 875	295, 990	349, 543	340, 473	391, 936	381, 766	469, 302	457, 124
38	305, 128	297, 210	351, 470	342, 350	393, 381	383, 173	471, 229	459, 001
39	306, 669	298, 712	353, 301	344, 133	394, 826	384, 581	473, 059	460, 784
40	308, 018	300, 026	354, 939	345, 729	395, 982	385, 707	474, 890	462, 567
41	309, 367	301, 340	356, 577	347, 324	396, 849	386, 552	476, 817	464, 444
42	309, 752	301, 715	358, 311	349, 013	398, 391	388, 053	478, 647	466, 227
43	310, 138	302, 090	359, 852	350, 515	399, 836	389, 461	480, 285	467, 823
44	310, 523	302, 466	361, 201	351, 829	401, 378	390, 963	482, 116	469, 606
45	311, 101	303, 029	362, 839	353, 424	402, 630	392, 183	483, 946	471, 389
46	311, 583	303, 498	364, 477	355, 020	404, 075	393, 590	485, 680	473, 078
47	312, 354	304, 249	365, 922	356, 427	405, 424	394, 904	487, 415	474, 767
48	313, 125	305, 000	367, 367	357, 835	406, 869	396, 312	489, 149	476, 456
49	313, 703	305, 563	368, 813	359, 243	408, 122	397, 532	490, 787	478, 052
50	314, 377	306, 220	370, 354	360, 744	409, 278	398, 658	492, 425	479, 647
51	315, 051	306, 876	371, 799	362, 152	410, 530	399, 878	494, 159	481, 336
52	315, 726	307, 533	373, 341	363, 653	411, 687	401, 004	495, 990	483, 120
53	316, 689	308, 472	374, 401	364, 686	412, 361	401, 661	497, 435	484, 527
54	317, 364	309, 129	375, 846	366, 093	413, 228	402, 506	498, 976	486, 029
55	317, 749	309, 504	377, 195	367, 407	414, 095	403, 350	500, 614	487, 624
56	318, 327	310, 067	378, 736	368, 909	414, 962	404, 195	502, 156	489, 126
57	318, 713	310, 443	379, 989	370, 129	415, 733	404, 946	503, 697	490, 627
58	319, 387	311, 100	381, 338	371, 443	416, 600	405, 790	504, 950	491, 847
59	320, 061	311, 756	382, 590	372, 663	417, 467	406, 635	506, 202	493, 067
60	320, 640	312, 320	383, 843	373, 883	418, 238	407, 386	507, 358	494, 193
61	321, 314	312, 976	384, 999	375, 009	418, 913	408, 043	508, 515	495, 320
62	322, 181	313, 821	386, 348	376, 323	419, 780	408, 887	509, 478	496, 258
63	323, 048	314, 666	387, 696	377, 636	420, 743	409, 826	510, 441	497, 196
64	323, 819	315, 416	389, 045	378, 950	421, 610	410, 670	511, 405	498, 135
65	324, 493	316, 073	390, 009	379, 889	422, 477	411, 515	511, 983	498, 698
66	325, 457	317, 012	391, 069	380, 921	423, 345	412, 360	512, 850	499, 543
67	326, 131	317, 669	392, 032	381, 860	424, 308	413, 298	513, 717	500, 387
68	327, 095	318, 607	393, 092	382, 892	425, 175	414, 143	514, 584	501, 232
69	327, 673	319, 170	393, 959	383, 736	426, 139	415, 081	515, 451	502, 076
70	328, 540	320, 015	394, 730	384, 487	427, 102	416, 020	516, 222	502, 827
71	329, 407	320, 860	395, 500	385, 238	427, 969	416, 864	516, 897	503, 484
72	330, 274	321, 704	396, 175	385, 895	428, 933	417, 803	517, 378	503, 953
73	330, 563	321, 986	396, 849	386, 552	429, 896	418, 741	518, 053	504, 610
74	331, 527	322, 924	397, 716	387, 396	430, 763	419, 586	518, 535	505, 080
75	332, 490	323, 863	398, 487	388, 147	431, 630	420, 430	519, 305	505, 830
76	333, 454	324, 801	399, 162	388, 804	432, 594	421, 369	519, 883	506, 393

77	334, 417	325, 740	399, 740	389, 367	433, 365	422, 120	520, 365	506, 863
78	335, 284	326, 584	400, 221	389, 836	433, 846	422, 589	520, 943	507, 426
79	336, 151	327, 429	400, 607	390, 212	434, 521	423, 246	521, 521	507, 989
80	337, 018	328, 273	400, 992	390, 587	435, 099	423, 809	522, 099	508, 552
81	337, 885	329, 118	401, 281	390, 869	435, 870	424, 560	522, 677	509, 115
82	338, 753	329, 963	401, 667	391, 244	436, 544	425, 216		
83	339, 620	330, 807	401, 956	391, 526	436, 833	425, 498		
84	340, 487	331, 652	402, 341	391, 901	437, 411	426, 061		
85	341, 065	332, 215	402, 630	392, 183	437, 796	426, 436		
86	341, 643	332, 778	403, 015	392, 558	438, 182	426, 812		
87	342, 221	333, 341	403, 401	392, 933	438, 567	427, 187		
88	342, 799	333, 904	403, 786	393, 309	438, 856	427, 469		
89	343, 281	334, 373	404, 075	393, 590	439, 145	427, 750		
90	343, 666	334, 749	404, 461	393, 966	439, 531	428, 126		
91	344, 052	335, 124	404, 846	394, 341	439, 916	428, 501		
92	344, 437	335, 500	405, 135	394, 623	440, 205	428, 783		
93	344, 822	335, 875	405, 424	394, 904	440, 494	429, 064		
94	345, 208	336, 250	405, 810	395, 280	440, 880	429, 440		
95	345, 690	336, 720	406, 099	395, 561	441, 169	429, 721		
96	346, 075	337, 095	406, 388	395, 843	441, 458	430, 003		
97	346, 653	337, 658	406, 677	396, 124	441, 747	430, 284		
98	347, 135	338, 127	407, 062	396, 500	442, 132	430, 660		
99	347, 520	338, 503	407, 351	396, 781	442, 421	430, 941		
100	348, 002	338, 972	407, 640	397, 063	442, 710	431, 223		
101	348, 387	339, 347	407, 929	397, 344	442, 999	431, 504		
102	348, 869	339, 816	408, 315	397, 720				
103	349, 158	340, 098	408, 604	398, 001				
104	349, 543	340, 473	408, 893	398, 283				
105	350, 025	340, 943	409, 182	398, 564				
106	350, 410	341, 318	409, 471	398, 846				
107	350, 892	341, 787	409, 760	399, 127				
108	351, 374	342, 256	410, 049	399, 409				
109	351, 759	342, 632	410, 338	399, 690				
110	352, 241	343, 101	410, 627	399, 972				
111	352, 723	343, 570	410, 916	400, 253				
112	353, 108	343, 946	411, 205	400, 535				
113	353, 494	344, 321	411, 494	400, 816				
114	353, 879	344, 696	411, 783	401, 098				
115	354, 361	345, 166	412, 072	401, 380				
116	354, 746	345, 541	412, 361	401, 661				

117	355,131	345,916	412,554	401,849						
118	355,517	346,292								
119	355,999	346,761								
120	356,384	347,136								
121	356,673	347,418								
122	357,058	347,793								
123	357,540	348,263								
124	357,829	348,544								
125	358,215	348,920								
126	358,696	349,389								
127	359,178	349,858								
128	359,563	350,233								
129	359,949	350,609								
130	360,430	351,078								
131	360,912	351,547								
132	361,394	352,016								
133	361,876	352,486								
134	362,357	352,955								
135	362,839	353,424								
136	363,321	353,893								
137	363,803	354,363								
138	364,284	354,832								
139	364,766	355,301								
140	365,248	355,770								
141	365,730	356,240								

備考 この表は、限定正職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手相当の研究又は教育を行うものに適用する。

別表第4 限定正職員医療職本給表(一)

職務の 級	1 級			2 級		
	フルタイム勤務	短時間勤務		フルタイム勤務	短時間勤務	
		本給月額	基礎月額		本給月額	本給月額
号 俸	円	円	円	円	円	円
1	161,090	156,910	各号俸の本給月額は、基礎月額に、1週間当たりの勤務時間数を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。	195,390	190,320	各号俸の本給月額は、基礎月額に、1週間当たりの勤務時間数を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
2	162,439	158,224		196,931	191,821	
3	163,788	159,538		198,376	193,229	
4	165,137	160,852		199,725	194,543	
5	166,389	162,072		201,170	195,950	
6	168,124	163,761		202,326	197,076	
7	169,761	165,356		203,483	198,203	
8	171,303	166,858		204,639	199,329	
9	172,845	168,360		205,988	200,643	
10	174,482	169,955		207,433	202,050	
11	176,024	171,456		208,878	203,458	
12	177,855	173,240		210,323	204,866	
13	179,203	174,553		211,672	206,180	
14	180,938	176,243		213,117	207,587	
15	182,865	178,120		214,562	208,995	
16	184,599	179,809		216,008	210,403	
17	186,429	181,592		217,260	211,623	
18	187,585	182,718		218,513	212,843	
19	189,031	184,126		219,861	214,156	
20	190,380	185,440		221,114	215,376	
21	191,536	186,566		222,174	216,409	
22	192,981	187,973		223,234	217,441	
23	194,330	189,287		224,293	218,473	
24	195,582	190,507		225,353	219,506	
25	197,124	192,009		226,413	220,538	
26	198,087	192,947		227,569	221,664	
27	199,147	193,980		228,725	222,790	
28	200,207	195,012		229,785	223,823	
29	201,363	196,138		230,749	224,761	
30	202,423	197,170		232,001	225,981	
31	203,483	198,203		233,350	227,295	
32	204,542	199,235		234,506	228,421	
33	205,891	200,549		235,470	229,360	
34	207,144	201,769		236,722	230,580	
35	208,396	202,989		237,589	231,424	
36	209,552	204,115		238,745	232,550	

37	210, 516	205, 053	239, 901	233, 676
38	211, 479	205, 992	240, 961	234, 709
39	212, 443	206, 930	241, 925	235, 647
40	213, 406	207, 869	242, 888	236, 586
41	214, 273	208, 713	243, 755	237, 430
42	215, 044	209, 464	244, 526	238, 181
43	215, 815	210, 215	245, 297	238, 932
44	216, 682	211, 060	246, 068	239, 683
45	217, 549	211, 904	246, 838	240, 433
46	218, 416	212, 749	247, 995	241, 560
47	219, 283	213, 593	249, 151	242, 686
48	220, 150	214, 438	250, 210	243, 718
49	220, 825	215, 095	251, 463	244, 938
50	221, 692	215, 940	252, 715	246, 158
51	222, 559	216, 784	253, 775	247, 190
52	223, 330	217, 535	254, 739	248, 129
53	223, 619	217, 816	255, 702	249, 067
54	224, 390	218, 567	256, 762	250, 100
55	224, 968	219, 130	257, 822	251, 132
56	225, 642	219, 787	258, 882	252, 164
57	226, 220	220, 350	259, 556	252, 821
58	226, 798	220, 913	260, 616	253, 853
59	227, 280	221, 383	261, 676	254, 886
60	227, 762	221, 852	262, 543	255, 730
61	228, 340	222, 415	263, 314	256, 481
62	228, 822	222, 884	264, 277	257, 420
63	229, 303	223, 353	265, 144	258, 264
64	229, 881	223, 916	266, 011	259, 109
65	230, 363	224, 386	266, 782	259, 860
66	230, 845	224, 855	267, 745	260, 798
67	231, 423	225, 418	268, 613	261, 643
68	231, 905	225, 887	269, 480	262, 487
69	232, 386	226, 356	270, 347	263, 332
70	232, 868	226, 826	271, 310	264, 270
71	233, 254	227, 201	272, 370	265, 303
72	233, 735	227, 670	273, 334	266, 241
73	234, 217	228, 140	273, 912	266, 804
74	234, 699	228, 609	274, 393	267, 273
75	235, 180	229, 078	274, 875	267, 743
76	235, 662	229, 547	275, 646	268, 493

77	235,951	229,829	276,417	269,244
78	236,240	230,110	276,995	269,807
79	236,529	230,392	277,573	270,370
80	236,722	230,580	278,055	270,840
81	236,915	230,767	278,536	271,309
82	237,204	231,049	279,018	271,778
83	237,493	231,330	279,403	272,153
84	237,685	231,518	279,692	272,435
85	237,878	231,706	279,885	272,623
86			280,078	272,810
87			280,270	272,998
88			280,463	273,186
89			280,849	273,561
90			281,041	273,749
91			281,234	273,936
92			281,427	274,124
93			281,812	274,500
94			282,005	274,687
95			282,197	274,875
96			282,486	275,156
97			282,775	275,438
98			282,968	275,626
99			283,161	275,813
100			283,450	276,095
101			283,739	276,376
102			283,932	276,564
103			284,124	276,752
104			284,413	277,033
105			284,702	277,315

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の限定正職員で別に定めるものに適用する。

別表第5 限定正職員医療職本給表(二)

職務の 級	1 級			2 級		
	フルタイム勤務	短時間勤務		フルタイム勤務	短時間勤務	
号 俸	本給月額	基礎月額	本給月額	本給月額	基礎月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	176,795	172,207	各号俸の本給月額は、基礎月額に、1週間当たりの勤務時間数を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。	203,290	198,015	各号俸の本給月額は、基礎月額に、1週間当たりの勤務時間数を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
2	178,144	173,521		205,120	199,798	
3	179,589	174,929		207,047	201,675	
4	180,938	176,243		208,878	203,458	
5	182,383	177,650		210,805	205,335	
6	183,828	179,058		212,539	207,024	
7	185,273	180,466		214,273	208,713	
8	186,718	181,873		215,911	210,309	
9	187,875	183,000		217,549	211,904	
10	189,512	184,595		218,898	213,218	
11	191,054	186,096		220,150	214,438	
12	192,499	187,504		221,018	215,283	
13	193,848	188,818		222,366	216,596	
14	195,775	190,695		223,330	217,535	
15	197,798	192,666		224,293	218,473	
16	199,725	194,543		225,160	219,318	
17	201,652	196,420		226,220	220,350	
18	203,579	198,296		227,569	221,664	
19	205,602	200,267		228,918	222,978	
20	207,529	202,144		229,978	224,010	
21	209,360	203,927		231,038	225,043	
22	210,998	205,523		232,579	226,544	
23	212,635	207,118		234,217	228,140	
24	214,273	208,713		235,566	229,453	
25	215,526	209,933		236,722	230,580	
26	216,778	211,153		237,975	231,800	
27	217,838	212,186		239,323	233,113	
28	218,802	213,124		240,576	234,333	
29	219,861	214,156		241,925	235,647	
30	220,632	214,907		242,888	236,586	
31	221,403	215,658		243,659	237,336	
32	222,077	216,315		244,333	237,993	
33	223,137	217,347		245,104	238,744	
34	224,293	218,473		245,971	239,589	
35	225,353	219,506		246,838	240,433	
36	226,317	220,444		247,513	241,090	

37	227, 280	221, 383	248, 187	241, 747
38	228, 533	222, 603	249, 054	242, 592
39	229, 785	223, 823	249, 921	243, 436
40	230, 941	224, 949	250, 789	244, 281
41	231, 712	225, 700	251, 174	244, 656
42	232, 675	226, 638	251, 945	245, 407
43	233, 639	227, 576	252, 715	246, 158
44	234, 602	228, 515	253, 390	246, 815
45	235, 566	229, 453	254, 064	247, 472
46	236, 529	230, 392	254, 739	248, 129
47	237, 396	231, 236	255, 413	248, 786
48	238, 167	231, 987	256, 088	249, 443
49	238, 938	232, 738	256, 762	250, 100
50	239, 805	233, 583	257, 533	250, 850
51	240, 672	234, 427	258, 207	251, 507
52	241, 443	235, 178	259, 074	252, 352
53	242, 021	235, 741	259, 941	253, 196
54	242, 888	236, 586	261, 001	254, 229
55	243, 755	237, 430	262, 061	255, 261
56	244, 526	238, 181	263, 217	256, 387
57	245, 200	238, 838	264, 373	257, 513
58	246, 068	239, 683	265, 722	258, 827
59	246, 646	240, 246	266, 975	260, 047
60	247, 416	240, 996	268, 227	261, 267
61	248, 091	241, 653	269, 383	262, 393
62	248, 765	242, 310	270, 540	263, 520
63	249, 440	242, 967	271, 599	264, 552
64	250, 114	243, 624	272, 659	265, 584
65	250, 692	244, 187	273, 623	266, 523
66	251, 367	244, 844	274, 779	267, 649
67	251, 945	245, 407	275, 935	268, 775
68	252, 523	245, 970	276, 898	269, 713
69	253, 101	246, 533	277, 862	270, 652
70	253, 679	247, 096	279, 211	271, 966
71	254, 450	247, 847	280, 463	273, 186
72	255, 220	248, 598	281, 619	274, 312
73	256, 377	249, 724	282, 583	275, 250
74	257, 436	250, 756	283, 835	276, 470
75	258, 400	251, 695	284, 991	277, 596
76	259, 363	252, 633	286, 148	278, 723

77	260,230	253,478	287,400	279,943
78	261,098	254,323	288,556	281,069
79	261,965	255,167	289,712	282,195
80	262,832	256,012	290,869	283,321
81	263,603	256,763	291,350	283,790
82	264,470	257,607	292,506	284,916
83	265,337	258,452	293,566	285,949
84	265,915	259,015	294,626	286,981
85	266,589	259,672	295,686	288,013
86	267,264	260,329	296,842	289,140
87	267,938	260,986	297,998	290,266
88	268,613	261,643	299,058	291,298
89	269,383	262,393	300,118	292,330
90	270,154	263,144	301,274	293,456
91	270,925	263,895	302,430	294,583
92	271,696	264,646	303,490	295,615
93	272,466	265,396	304,261	296,366
94	273,430	266,335	304,935	297,023
95	274,297	267,180	305,610	297,680
96	275,164	268,024	306,188	298,243
97	275,742	268,587	306,669	298,712
98	276,320	269,150	306,958	298,993
99	276,898	269,713	307,536	299,556
100	277,765	270,558	308,115	300,120
101	278,536	271,309	308,500	300,495
102	279,307	272,060	309,078	301,058
103	280,078	272,810	309,656	301,621
104	280,849	273,561	310,138	302,090
105	281,427	274,124	310,523	302,466
106	281,908	274,593	311,005	302,935
107	282,390	275,063	311,487	303,404
108	282,775	275,438	311,968	303,873
109	282,968	275,626	312,354	304,249
110	283,257	275,907	312,739	304,624
111	283,450	276,095	313,028	304,906
112	283,739	276,376	313,317	305,187
113	284,028	276,658	313,606	305,469
114	284,221	276,846	313,992	305,844
115	284,510	277,127	314,377	306,220
116	284,702	277,315	314,666	306,501

117	284,991	277,596	314,859	306,689
118	285,280	277,878	315,148	306,970
119	285,570	278,160	315,533	307,346
120	285,859	278,441	315,726	307,533
121	286,148	278,723	315,919	307,721
122	286,533	279,098	316,208	308,003
123	286,822	279,380	316,497	308,284
124	287,207	279,755	316,786	308,566
125	287,400	279,943	316,978	308,753
126	287,593	280,130	317,267	309,035
127	287,882	280,412	317,653	309,410
128	288,267	280,787	317,845	309,598
129	288,460	280,975	318,038	309,786
130	288,749	281,256	318,231	309,973
131	289,134	281,632	318,616	310,349
132	289,520	282,007	318,809	310,536
133	289,712	282,195	319,098	310,818
134	290,001	282,476	319,483	311,193
135	290,387	282,852	319,869	311,569
136	290,676	283,133	320,254	311,944
137	290,869	283,321	320,543	312,226
138	291,158	283,603	320,929	312,601
139	291,543	283,978	321,314	312,976
140	291,832	284,260	321,699	313,352
141	292,025	284,447	321,988	313,633
142	292,410	284,823	322,374	314,009
143	292,795	285,198	322,663	314,290
144	293,085	285,480	323,048	314,666
145	293,277	285,667	323,337	314,947
146	293,470	285,855	323,723	315,323
147	293,759	286,136	324,108	315,698
148	294,144	286,512	324,493	316,073
149	294,337	286,700	324,782	316,355
150	294,530	286,887	325,168	316,730
151	294,819	287,169	325,553	317,106
152	295,108	287,450	325,939	317,481
153	295,493	287,826	326,228	317,763
154	295,686	288,013		
155	295,879	288,201		
156	296,168	288,483		

157	296,457	288,764			
158	296,746	289,046			
159	297,035	289,327			
160	297,324	289,609			
161	297,709	289,984			
162	297,998	290,266			
163	298,287	290,547			
164	298,576	290,829			
165	298,962	291,204			
166	299,251	291,486			
167	299,540	291,767			
168	299,829	292,049			
169	300,214	292,424			

備考 この表は、限定正職員のうち助産師、看護師、准看護師の職務を行うものに適用する。